

国民年金だより



◆国民年金保険料の納付は 口座振替・前納がお得です

国民年金保険料の納付には、一定期間まとめて納付することによるお得な割引があります。

納付方法は、現金（納付書）納付のほか、クレジットカード、口座振替による方法もあります。

口座振替の場合、現金やクレジットカードで納めるよりも割引額が大きく、一番お得な納付方法となっています。

口座振替の申込みは、「国民年金保険料口座振替納付申出書」に必要事項を記入し、①基礎年金番号のわかるもの、②口座番号のわかるもの、③届出印（通帳に使っている印鑑）を持参の上、通帳をお持ちの金融機関又は旭川年金事務所の窓口へ提出してください。

また、郵送による手続きも可能です。

令和4年度保険料に係る口座振替での前納の申込みは早めの手続きをお願いいたします。

【納付方法別の納付額：令和3年度の例】（ ）内の金額が割引額です。

	現金・クレジットカード (注)	口座振替	提出期限
通常納付（翌月振替・納付）	16,610円	16,610円	—
早割（当月末振替）		16,560円	
6カ月前納（4月～9月）	98,850円 (▲810円)	98,530円 (▲1,130円)	令和3年2月末
〃（10月～翌年3月）			令和3年8月末
1年前納	195,780円 (▲3,540円)	195,140円 (▲4,180円)	令和3年2月末
2年前納 (令和3・4年度)	383,810円 (▲14,590円)	382,550円 (▲15,850円)	令和3年2月末

※保険料は毎年度変わります。

(注)現金納付については、4月中であれば手続き可能です。

◆お客様への個別アプローチの実施について

日本年金機構では、公的年金制度への未加入や保険料の未納により、将来年金を受け取ることができなくなる方を一人でも減らし、安定した生活を実現することを目的として、お客様一人ひとりの状況を具体的に把握し、最も有益かつ最適なご案内を実施する「お客様への個別アプローチ」を実施しています。

本年度は、11月8日から、国民年金保険料が長期未納（平成31年3月分から令和3年2月分まで未納）となっており、年金の受給資格期間が60日以上120月未満の50歳台の方に対し、受給要件満了までの残り月数をお知らせする文書を送付した上で、電話及び戸別訪問による案内を旭川年金事務所の職員が実施します。

また、70歳以上の高齢年金未請求の方を対象として、文書、電話及び戸別訪問により請求勧奨を実施します。

このことについて、不明な点があれば、旭川年金事務所「0166-72-5002」にお問い合わせください。

◆年金相談・お手続きの際は、ぜひ予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

- ①予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。
- ②お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-0514890」またはお近くの年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。



◆お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話26-9026
日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166-72-5002